

平成 21 年 4 月 1 日

研修認定薬剤師制度の運営について

(財)日本薬剤師研修センター(以下、「研修センター」)の研修認定薬剤師制度は、平成 21 年 4 月 1 日より、下記のとおりので、ご了承方お願い致します。

記

(1) 薬剤師研修支援システムの受講履歴に基づく申請

薬剤師研修支援システムの受講履歴(受講履歴一覧)に記載される研修については、研修手帳にシールを貼付せず、受講履歴一覧をプリントアウトしたものを添付することでも差し支えないこととする。

(2) 他の認定制度^(注)のシール(単位)の取り扱い

平成 21 年 4 月 1 日以降に発行されたものの使用は、原則として必要単位数の 2 割以内に限定する。ただし、通信講座等でコースごとにまとめて取得する単位等については、個別審査により 2 割を超えて使用を可能とする。

(3) 他の認定制度^(注)の認定薬剤師の更新の取り扱い

他の認定制度^(注)の認定薬剤師の更新は取り扱わないので、新規認定申請を行うこと。

(注)他の認定制度とは、薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた認定制度で研修センター以外のもの。

(確認事項)

1. 研修センターに登録された研修会実施機関が発行するものを含め、研修センターの受講シール(単位)は、すべて従来どおりの取り扱いである。
2. 他の認定制度のシール(単位)であっても、平成 21 年 3 月 31 日以前に発行されたものであれば、従来どおりの取り扱いである。